

都市農業経営力強化事業実施要綱

2産労農振第3012号
令和3年4月1日
一部改正 5産労農振第2539号
令和6年2月16日

第1 趣旨

東京都の都市農業（以下「東京農業」という。）は、都民に新鮮で安全・安心な農畜産物を供給し、その生産の場である農地は、都民生活に潤いと安らぎを与え、災害時には避難場所になるなどの多面的機能を有しており、合わせて良好な都市環境の形成に貢献している。

都民にとって大切な東京農業をさらに発展させるためには、都市農地に係る諸制度の改革の下、大消費地の中にあるメリットを最大限に活かし、多様化する都民ニーズを的確に捉えた、都市と共存し都民生活に貢献する力強い農業を展開していく必要がある。

このため都は、高い営農意欲を持つ農業者、営農集団、区市町及び農業協同組合等が行う農業施設等の整備を支援し、営農定着、農業経営力の向上、都市農地の保全及び多面的機能のさらなる発揮を進めることで、都市の特性を活かした東京農業の稼ぐ力の強化を図っていく。

第2 事業の目的

都市農業経営力強化事業は、農業者や新規就農者等が収益性の高い農業を展開するために、又は事業を継続するために必要な施設等を整備する取組や、区市町あるいは農業協同組合等が地域農業振興のために施設等を整備する取組を支援することにより、農業者の経営力の強化と都市農業の活性化を図ることを目的とする。

第3 事業の内容

(1) 都市農業振興特別対策事業

国の交付金事業を活用し、地域における中心的な農業法人や農業者団体等による規模の大きい生産施設や農産物加工・集出荷貯蔵施設等の基幹施設の導入支援を行う。

(2) 都市農業振興施設整備事業

都の補助事業により、都市農業の大部分を担う農業者による経営力の強化、新技術の導入、経営の継続や生産基盤の高度化及びこれからの農業を担う新規就農者の営農定着、並びに区市町や農業者団体等による地域農業の活性化等を図る施設等の導入支援を行う。

第4 事業実施地域

この事業の実施地域は「都市的地域」（農林統計に用いる地域区分で、東京都では振興山村（奥多摩町及び檜原村の全域）、特定農山村地域（あきる野市の戸倉地区及び小宮地

区)及び島しょ地域を除く地域)とする。

第5 他の施策等との連携

本事業の実施に当たっては、農業経営基盤強化促進基本構想（農業経営基盤強化促進法第6条に定める構想をいう。）等の農業振興等に関する区市町の総合的な計画に則するほか、認定農業者の育成対策、農地創出・流動化対策、遊休農地解消対策、新規就農者対策、農福連携対策等の施策との連携に努めるものとする。

第6 推進支援体制

1 都の推進指導體制

都は、本事業を関連施策との連携に配慮しながら、地域の実情に応じて円滑かつ適正に推進するために、別に定めるところにより、関係機関による「都市農業経営力強化事業推進協議会」（以下「推進協議会」という。）を設置し、区市町、事業実施主体等に対する推進指導體制を整備するものとする。また、事業の事前の内容精査と事後の評価を行い、適切に事業が執行できるように努めるものとする。

2 区市町の推進指導體制

区市町は、行政機関や農業団体等による推進指導體制を整備し、実施計画の策定及び本事業の円滑な推進を図るための推進指導に当たるものとする。

第7 助成措置等

- 1 都は、予算の範囲内において、本事業の実施のために必要な経費を別に定めるところにより、区市町を補助事業者として補助金を交付するものとする。
- 2 区市町は、都から交付を受けた補助金を事業実施主体に対して交付する場合には、上乘せ助成措置を講ずるよう努めるものとする。

第8 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年2月16日から施行する。
- 2 令和5年度までに着手した事業については、なお従前の例による。